

「ハワイ諸島産ソロ種パパイヤ生果実に関する植物検疫実施細則」(昭和47年5月27日付け47農政第2552号農政局長通達)

一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
5 検査及び消毒の確認 告示5の検査及び消毒の確認は、次により行うものとする。 (1) [略] (2) 輸出検査の確認 ア 生果実のこん数の<u>1</u>パーセント以上について行い、検疫有害動植物のないことを確認すること。	5 検査及び消毒の確認 告示5の検査及び消毒の確認は、次により行うものとする。 (1) [略] (2) 輸出検査の確認 ア 生果実のこん数の<u>3</u>パーセント以上について行い、検疫有害動植物のないことを確認すること。
6 航空携行手荷物の保管状況の確認 (1) [略] (2) [略] (3) 上記(1)の確認は、<u>4</u>か月に1回以上実施するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めるときは、随時に確認することができるものとする。	6 航空携行手荷物の保管状況の確認 (1) [略] (2) [略] (3) 上記(1)の確認は、<u>2</u>か月に1回以上実施するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めるときは、随時に確認することができるものとする。